

○東近江市総合計画策定条例

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、市の総合計画の策定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 総合計画 将来における市のあるべき姿と進むべき方向についてのまちづくりの基本的な指針で行政運営の基本方針として市長が定めるものをいう。

(2) 基本構想 総合計画の最上位に位置し、総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める基本的な構想をいう。

(3) 基本計画 基本構想を実現するための施策の基本的方向及び体系を示すものをいう。  
(総合計画の策定)

第3条 市長は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

2 総合計画は、基本構想及び基本計画で構成する。

3 市長は、基本計画に基づく施策を計画的に実施するため、事務事業の内容を具体的に定めるなど必要な措置を講ずるものとする。

(位置付け)

第4条 総合計画は、市の最上位の計画と位置付ける。

2 個別の行政分野に関する計画の策定又は変更に当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(審議会)

第5条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、東近江市総合計画の策定に関し必要な事項の調査及び審議を行うため、東近江市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、委員25人以内で組織する。

(諮問及び答申)

第6条 市長は、基本構想及び基本計画を策定又は変更(軽微なものは除く。)するときは、あらかじめ、審議会に諮問するものとする。

2 審議会は、諮問された内容について調査及び審議を行い、その意見を答申するものとする。

(議会の議決)

第7条 市長は、基本構想を策定又は変更(軽微なものは除く。)するときは、議会の議決を得なければならない。

(総合計画の公表)

第8条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(東近江市総合計画審議会条例の廃止)

2 東近江市総合計画審議会条例(平成17年東近江市条例第39号)は、廃止する。

## ○東近江市総合計画策定条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東近江市総合計画策定条例（平成27年東近江市条例第39号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の構成)

第2条 条例第5条に規定する東近江市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、審議会の答申が終了するまでとする。

(審議会の運営)

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

4 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

5 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

6 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 審議会の庶務は、企画部において処理する。

(軽微な変更)

第4条 条例第6条及び第7条に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する変更とする。

- (1) 法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更
- (2) 用語、名称等の変更、誤記の訂正その他これらに類する記載事項の修正に伴う変更
- (3) 前2号に掲げるもののほか、記載事項の趣旨の変更を伴わない変更

(委任)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この規則の施行後最初に開催される審議会の会議は、第3条第4項の規定にかかわらず、市長が招集する。

## ○東近江市政策推進懇話会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、将来にわたって活力ある東近江市を維持、発展していくための計画の策定及び推進を行うため、東近江市政策推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 東近江市人口ビジョン（以下「人口ビジョン」という。）並びに東近江市総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び推進に関する事項
- (2) 東近江市定住自立圏共生ビジョン（以下「共生ビジョン」という。）の策定及び推進に関する事項
- (3) 東近江市国土利用計画（以下「国土利用計画」という。）の策定及び推進に関する事項
- (4) その他前3号の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 懇話会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 人口ビジョン、総合戦略、共生ビジョン又は国土利用計画に掲げる取組に関連する分野の関係者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第5条 懇話会に座長及び副座長を各1人置く。

- 2 座長及び副座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は会務を総理し、懇話会を代表する。
- 4 副座長は座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、座長が招集し、座長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議において議決すべき案件があるときは、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 懇話会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議に出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、企画部において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成27年5月28日から施行する。

(招集の特例)

2 この告示による最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則 (平成29年告示第247号)

この告示は、平成29年5月1日から施行する。